

令和7年度

後期監査報告書

令和8年3月17日

豊田市監査委員



豊監発第877号

令和8年3月17日

豊田市議会議長 北川敏崇様

豊田市長 太田稔彦様

豊田市教育委員会 教育長 山本浩司様

豊田市監査委員

松永浩行

向山和秀

板垣清志

山田主成

### 令和7年度後期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

# 目 次

第1	部局監査	1
第2	工事監査	10
第3	学校・こども園監査	13
第4	財政援助団体監査	16
第5	出資団体監査	17
第6	指定管理者監査	25
第7	総括意見	27
別記1	部局監査資料目録	30
別記2	工事監査資料目録	30
別記3	学校・こども園監査資料目録	30
別記4	財政援助団体監査資料目録	31
別記5	出資団体監査資料目録	31
別記6	指定管理者監査資料目録	32

本報告書の監査の結果における【指摘】及び【意見】の内容は、次のとおりである。

【指摘】 法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を要する事項

【意見】 法令等に違反するものではないが、経済性、効率性、有効性等の観点から改善を求める事項

# 第 1 部局監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、財務に関する事務（以下「財務事務」という。）の執行について、次のとおり監査を実施した。

## 1 監査の対象

部 局		監査対象期間
市長公室	経営戦略課 秘書課 東京事務所 広報課	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 9 月 3 0 日
企画政策部	企画課 財政課 資産経営課 未来都市推進課	
市民部	市民相談課 市民課 国保年金課 市民税課 資産税課 債権管理課	
こども・若者部	こども・若者政策課 こども相談課 おやこ応援課 保育課	
環境部	環境政策課 環境保全課 廃棄物対策課 循環型社会推進課 清掃業務課 清掃施設課	
都市整備部	都市計画課 都市整備課 交通政策課 市街地整備課 区画整理支援課 公園緑地課 開発調整課 建築事業推進課 建築相談課 建築整備課 建築保全・住宅課	

## 2 監査の実施期間

令和 7 年 9 月 2 9 日から令和 8 年 3 月 2 日まで

## 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記 1）の提出を求め、合规性、経済性、効率性及び有効性の観点で確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

なお、財務事務における重要性を考慮するとともに、監査の継続性を確保するため、以下の監査項目を設定し、最近の監査において是正を要すると認められた事項などから、特にリスクが高い事項として「委託業務」を重点監査項目に定め、重点的に確認した。

### （1）財務に関する事務の監査項目

- ① 収入事務
- ② 補助金等交付事務
- ③ 委託業務

- ④ 公有財産の管理
- ⑤ 物品の管理
- ⑥ 公金外現金の取扱い

(2) 経営に係る事業の監査項目

- ① 事業管理
- ② 経営管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

さらに、各部局における主要な事業の進捗についても、重点目標も含め、聴き取りを行った。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	【重点】 委託業務	【指摘】 委託契約事務の手引において、複数単価契約の場合は予定価格調書により予定価格を決定することとされているが、予定価格調書が添付されていなかった。	保育課	健康診断（尿検査）業務委託
2		【指摘】 豊田市契約規則第2条及び第55条において、検査は任命された検査員が行うこととされているが、検査員が任命されていなかった。	東京事務所	豊田市東京事務所清掃業務委託
3		【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書記載内容に誤りがある場合、軽微なものは提出者に確認の上補正し、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。記載内容が誤っていたが、必要な手続が取られていなかった。	未来都市推進課	豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・公募資料作成業務委託

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
4	【重点】 委託業務	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に金額を記載しない積算書を添付することとされているが、添付されていなかった。	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム標準化切替委託
5			建築相談課	特定建築物等定期報告受付等業務委託
6		【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に金額を記載しない積算書を添付することとされているが、作成された契約書のうち、市が保有する契約書に金額が記載された積算書が添付されていた。	こども相談課	救急医療・育児相談コールセンター運營業務委託
7		【指摘】 委託業務仕様書において、令和5年4月1日から豊田市個人情報保護法施行条例が施行されているにもかかわらず、既に廃止された豊田市個人情報保護条例を遵守することと記載されていた。	都市計画課	豊田市都市計画地図情報システム保守業務委託
8		【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記第10条第6号において、個人情報等の複製又は複写をするときは、個人情報・重要情報複製（複写）承認申請書を提出することとされているが、提出されていなかった。	広報課	広報とよた配送業務委託
9			未来都市推進課	豊田市SDGs認証制度申請書審査業務委託
10				

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
11	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱いに関する特記において、個人情報の受渡しがあるにもかかわらず、個人情報等の受渡しに係る条項及び返却等に係る条項が記載されていなかった。	保育課	健康診断（尿検査）業務委託
12		【指摘】 個人情報を取り扱う事務の委託基準において、契約書に個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされているが、個人情報を取り扱うにもかかわらず、添付されていなかった。	資産税課	新增築家屋等把握調査委託
13		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項において、作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	市民課	豊田市個人番号カード交付関連業務委託（その3）
14		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。		標準準拠システム連携用アプリケーション開発委託ほか3件
15				清掃業務課
16		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項及び第4条第1項において、作業責任者、作業従事者及び作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	都市計画課	貝津第2、第2-2地区地籍調査認証登記事務委託その2

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
17	【重点】 委託業務	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第14条第2項において、再委託する必要がある場合は、再委託先で取り扱う情報等を書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	環境政策課	豊田市環境学習施設「eco-ort（エコット）」事業委託
18		【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記において、市が管理する情報システムを使用する業務であるにもかかわらず、作業記録の提出に係る条項が記載されていなかった。	廃棄物対策課	不法投棄等に係る航空写真解析業務委託
19		【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記第4条第1項において、作業場所を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	国保年金課	番号発券機システム保守業務委託
20			市民税課	市・県民税額計算及び申告書作成システムの運用保守業務委託
21			広報課	広報とよた配送業務委託
22	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要綱第52条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、市が所管する個人情報等のデータを加工し、又は処理する業務を外部に委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	未来都市推進課	豊田市SDGs認証制度申請書審査業務委託	
23		保育課	健康診断（尿検査）業務委託 ほか1件	
24		建築相談課	豊田市木造住宅耐震診断業務委託 ほか1件	

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
25	【重点】 委託業務	【指摘】 委託業務再委託承認申請書において、再委託する業務内容が委託業務仕様書に定める再委託を禁止する主たる部分であるにもかかわらず、再委託を承認していた。	債権管理課	督促状・催告書等印刷封入封緘業務委託
26		【指摘】 委託契約書に添付されている特記事項において、支払限度額が定められているにもかかわらず、支出負担行為が支払限度額を超えた額で決議されていた。	こども相談課	救急医療・育児相談コールセンター運営業務委託
27		【指摘】 委託業務仕様書において、毎月20日までに翌月のシフトを市に報告することとされているが、報告された証跡が見受けられなかった。	市民課	豊田市個人番号カード交付関連業務委託（その1） ほか3件
28		【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は月次報告書を作成し月末から15営業日以内に提出することとされているが、提出されていなかった。		マイナンバーカード関連コールセンター業務委託（その1） ほか1件
29		【指摘】 委託契約事務の手引において、変更協議書には契約相手側の業務担当責任者が自署することとされているが、業務担当責任者ではない者が署名していた。	未来都市推進課	SIBを活用した介護予防事業に関する企画運営業務委託

No.	監査項目	監査結果	所管課	事業名等
30	【重点】 委託業務	<p>【指摘】</p> <p>その他業務委託変更事務取扱要領別表において、増額の累計額が当初契約金額に対して20%を超え、設計金額が3,000万円を超える場合には変更協議書の決定者は部長と定められているが、課長が決定していた。</p> <p>また、増額の累計額が当初契約金額に対して20%を超える場合には、変更協議書に財政課の合議が必要であるが、合議がされていなかった。</p>	未来都市 推進課	SIBを活用した介護予防事業に関する企画運営業務委託
31		<p>【指摘】</p> <p>地方自治法施行規則第12条の2の12において、指定納付受託者及び指定公金事務取扱者を指定する場合は、申出に基づき通知することとされている。指定納付受託者及び指定公金事務取扱者について別途申出書が提出され、通知しているにもかかわらず、重複して指定納付受託者の申出書を受け取り、指定公金事務取扱者の通知を行っていた。</p>	こども・ 若者政策 課	豊田市青少年センターの管理運営等に関する指定管理業務
32		<p>【指摘】</p> <p>健康保険法第194条の2第2項において、保険者番号及び被保険者等記号・番号は、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めてはならないものとされている。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施す必要があるが、保険者番号にマスキングが行われていなかった。</p>	資産経営 課	豊田市都心地区公共施設利活用方針検討業務委託
33	収入事務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市予算決算会計規則第35条第1項において、歳入を徴収しようとするときは調定手続をしなければならないとされているが、調定手続が行われていなかった。</p>	おやこ応 援課	土地建物貸付収入

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
34	収入事務	<p>【指摘】</p> <p>豊田市予算決算会計規則第35条第2項において、歳入を調定したときは、直ちに調定年月日、調定額その他必要な事項を調定伝票によって起票し、会計管理者へ通知しなければならないとされているが、通知されていなかった。</p>	未来都市 推進課	次世代モビリティ貸付収入
35		<p>【意見】</p> <p>キャッシュレス取引に係る当該収入において、事業者への手数料分が差し引かれて納入されている。市は差し引かれた手数料分について、速やかに振替伝票を起票し財務処理を完了すべきところ、起票が大幅に遅れていた。</p> <p>収支に係る財務処理であり、速やかに振替伝票を起票し処理されたい。</p>		
36	補助金等 交付事務	<p>【指摘】</p> <p>健康保険法第194条の2第2項において、保険者番号及び被保険者等記号・番号は、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めているものとはされていないにもかかわらず、要綱上必要とされていない健康保険被保険者証の写しを受理していた。</p>	都市計画 課	豊田市U1J ターン就業・ 起業家定住 応援補助金
37	公有財産 の管理	<p>【指摘】</p> <p>普通財産の土地の電柱等の使用において、土地賃貸借契約とすべきところ、行政財産目的外使用許可としていた。</p>	保育課	土地賃貸借契 約（寿恵野こ ども園） ほか2件
38	物品の管 理	<p>【指摘】</p> <p>豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第1項において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。</p>	都市整備 課	防犯カメラネ ットワークシ ステム賃貸借

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
39	物品の管理	【指摘】 切手等受払管理簿において、記録管理されていない収入印紙があった。	廃棄物対策課	金券類等の管理
40	その他	【指摘】 手数料を徴収する事務のための釣銭用現金において、会計管理者から貸出しを受けたものではなく、個人の現金を使用していた。	市街地整備課	仮換地証明等 手数料 ほか
41		【意見】 指定公金事務取扱者が取り扱っている現金において、市へ納入する前の物品販売代金が市の事務室内金庫に一定期間保管されていた。 指定公金事務取扱者による速やかな納入を検討し、責任の所在を明確にした現金取扱い体制を整えられたい。	循環型社会推進課	リユース家具 売払収入
42		【意見】 窓口で取り扱っている現金において、現金管理簿等がなく入出金や現金残高の動きが不明確であった。 現金管理簿等に入出金の動きを記録し、日々の現金残高を確認できる体制を整えられたい。	清掃業務課	ごみ袋売払収入 ほか

## 第2 工事監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、工事請負契約及び工事関係委託契約の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

#### (1) 対象となる契約

全部局に係る工事請負契約及び工事関係委託契約のうち、令和7年度に締結されたもの及び令和6年度以前に締結され、引き続き令和7年度に契約期間があるもの

#### (2) 実施対象

対象となる契約のうち、工事種別、担当部課、事業内容等を考慮して抽出し、以下の契約について実施した。

#### ア 工事請負契約

No.	工事名	当初契約金額 (円)	所管部局	
1	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事	120,560,000	産業部	産業振興課
2	豊田市衛生試験所長寿命化改修建築工事	57,200,000	都市整備部	建築整備課
3	市道豊田西部2号線 道路新設工事(その2)(ICT指定・週休2日)	473,000,000	建設部	幹線道路推進課
4	市道藤岡御作御船線ほか 舗装修繕工事(週休2日)	135,300,000		道路維持課
5	さかうえ跨道橋 重要法定外道路橋耐震補強工事(週休2日)	83,930,000		道路予防保全課
6	御作小学校土砂災害防止対策工事(週休2日)	61,913,500		土木課
7	一般県道鴛鴨みよし線ほか 水道管幹線新設工事(週休2日)	405,900,000	上下水道局	水道整備課
8	一般県道花沢桑原線 水道管整備工事(週休2日)	111,075,800		水道維持課
9	猿投配水場ほか電気機械設備等改良工事(週休2日制工事)	666,600,000		上水運用センター
10	柳川瀬マンホールポンプ1号ほか非常通報装置更新工事(週休2日制工事)	99,880,000		下水道施設課

## イ 工事関係委託契約

No.	委託名	当初契約金額 (円)	所管部局	
1	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事 設計監理委託	4,730,000	産業部	産業振興課
2	道路施設の維持管理への3次元データ活用 検討業務委託	10,681,000	建設部	道路予防保全課
3	境川・猿渡川流域貯留施設概略検討委託	8,690,000		河川課
4	藤岡再編事業 水管橋実施設計業務委託	9,911,000	上下水道局	水道整備課
5	小原西部浄水場ほか 地質調査委託	3,630,000		上水運用センター

## 2 監査の実施期間

令和7年8月18日から令和8年3月2日まで

## 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記2）の提出を求め、以下の①から④までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 契約・検査
- ② 計画・設計
- ③ 積算
- ④ 施工（施工管理・安全管理・品質管理・工程管理の状況等）

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査のうち、「重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事」に対する監査は、監査委員による実地の監査を行い、「市道豊田西部2号線 道路新設工事（その2）（ICT指定・週休2日）」に対する監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（技術士）の協力を得て実施した。

## 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	所管課	事業名等
1	契約・検査	<p>【指摘】</p> <p>豊田市契約規則第37条の3第1項に規定されている工事関係委託業務届出書において、添付が必要な管理技術者の経歴書が提出されていなかった。</p>	産業振興課	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事 設計監理委託
2	<p>【意見】</p> <p>豊田市公共工事監督要領第7条第1項において、工事用の監督員変更通知書の様式が定められているが、委託用の監督員変更通知書を使用していた。</p> <p>通知内容に漏れがないよう、定められた様式を使用されたい。</p>	重要伝統的建造物足助商工会館修繕工事		
3	計画・設計	<p>【意見】</p> <p>設計図書において、地元の定例行事に係る交通規制の施工条件が記載されていなかったため、契約後に施工計画を見直す協議が行われていた。</p> <p>重要な施工条件については、請負者との齟齬が生じないよう設計図書に明示されたい。</p>		

### 第3 学校・こども園監査

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務事務の執行のうち、学校及びこども園の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

#### 1 監査の対象

対象校（園）	所管部局		監査対象期間
石畳小学校 浄水北小学校 竹村小学校 西保見小学校 明和小学校 朝日丘中学校	教育部	学校づくり 推進課	令和7年4月1日 ～ 7月31日
今こども園 大畑こども園 東部こども園 本地こども園 若宮こども園	こども・ 若者部	保育課	

注 対象校（園）は、小学校75校、中学校28校、特別支援学校1校及びこども園58園の中から、過去の実施状況、地域のバランス等を考慮して選定

#### 2 監査の実施期間

令和7年8月19日から令和8年3月2日まで

#### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、財務事務の執行に係る関係書類（別記3）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 各学校・園配分予算の執行事務
- ② 徴収金の管理（給食費、学年費、積立金、団体徴収金等）
- ③ 切手等の管理
- ④ 備品の管理
- ⑤ 理科薬品の管理（学校）又は薬品の管理（こども園）

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

No.	監査項目	監 査 結 果	対 象
1	徴収金の管理	<p>【指摘】</p> <p>学校徴収金等ガイドラインにおいて、やむを得ず立替払をした場合にはその旨を支出伺書に記載することとされているが、記載されていないものが見受けられた。</p>	西保見小学校
2		<p>【指摘】</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済保護者負担金において、現金で領収した際には現金出納員の印を押印した領収書を発行すべきところ、担当者の個人印を押印しているものがあった。</p>	石畳小学校
3		<p>【意見】</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済保護者負担金において、学校から市へ納入する前に変更が生じ、保護者へ返金した事例が見受けられたが、決定書類等がなく経緯が不明確であった。</p> <p>学校における金銭の取扱いについては、証跡を残し、経緯を明確にされたい。</p>	西保見小学校
4	理科薬品の管理	<p>【指摘】</p> <p>月別薬品管理台帳点検表の月末点検項目において、薬品管理台帳は適切に記載され、在庫量が現物と一致していることとされているが、薬品管理台帳に記載された在庫量の数値と、予備監査実施時の計量数値との間に、かい離がある薬品があった。</p>	浄水北小学校
5		<p>【意見】</p> <p>理科薬品の管理において、保管庫内における薬品の配置が不明確であった。</p> <p>在庫状況や紛失の有無を適切に把握できるよう、保管庫内における各薬品の配置を明示するなど保管方法を工夫されたい。</p>	

No.	監査項目	監 査 結 果	対 象
6	理科薬品の管理	<p>【意見】</p> <p>劇物に分類されるメタノールの管理において、使用中容器に残量があったにもかかわらず、新たに追加購入し、未使用のまま数年間保管されていた。</p> <p>必要以上の量を保管しないよう、適正な在庫管理に努められたい。</p>	竹村小学校

## 第4 財政援助団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、次のとおり監査を実施した。

なお、本監査は、当該財政的援助を行っている部局の部局監査に併せて行った。

### 1 監査の対象

財政援助団体	財政的援助	所管部局		監査対象期間
とよた・ゼロカーボンネットワーク	とよた・ゼロカーボンネットワーク負担金	環境部	環境政策課	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

### 2 監査の実施期間

令和7年10月20日から令和8年3月2日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、対象団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものについて、関係書類（別記4）の提出を求め、以下の①から⑤までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係職員からの聴き取りを行った。

- ① 財政的援助の内容
- ② 補助金等手続
- ③ 経理処理
- ④ 内部統制
- ⑤ 現金等の管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、監査の過程における助言について参考とされたい。

## 第5 出資団体監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が資本金等の4分の1以上を出資している団体の、全ての事業に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

出資団体	所管部局		資本金等総額 市の出資比率	監査対象期間
豊田まちづくり株式会社	産業部	産業振興課	2,752,900千円 93.6%	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
豊田市駅前通り南開発株式会社			300,000千円 50.0%	
豊田市駅東開発株式会社			56,200千円 45.0%	
豊田市駅前開発株式会社			52,200千円 67.0%	
一般社団法人ツーリズムとよた	魅力創造部	観光誘客推進課	50,000千円 100.0%	
公益財団法人豊田市学校給食協会	教育部	保健給食課	10,000千円 100.0%	

### 2 監査の実施期間

令和7年9月29日から令和8年3月2日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各対象団体の出納その他の事務の執行に係るものについて、関係書類（別記5）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 団体運営及び事業管理の状況
- ② 経営状況
- ③ 会計処理及び帳票整理の状況
- ④ 財産管理状況
- ⑤ 資産運用及び経費節減の状況
- ⑥ 決算書類の作成及び表示方法

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

##### (1) 豊田まちづくり株式会社

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (固定資産管理規程の改正)	<p>【指摘】</p> <p>令和6年3月期から、主に大企業が適用している日本会計基準（JGAAP）ではなく、「中小企業の会計に関する指針」を適用している。</p> <p>固定資産の減損や資産除去債務の会計処理等が変更となるため、固定資産管理規程を修正する必要がある。</p>
2	(地下駐車場の防災対策)	<p>【意見】</p> <p>令和7年9月に他県で大規模な地下駐車場の車両浸水事故が発生した。</p> <p>会社が所有又は管理している地下駐車場が多数あるため、関係団体との協議や訓練を実施し、同様の問題が生じないよう対策を講じられたい。</p>

##### (2) 豊田市駅前通り南開発株式会社

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (地下駐車場の防災対策)	<p>【意見】</p> <p>令和7年9月に他県で大規模な地下駐車場の車両浸水事故が発生した。</p> <p>会社が管理している地下駐車場があるため、関係団体との協議や訓練を実施し、同様の問題が生じないよう対策を講じられたい。</p>

No.	監査項目	監 査 結 果
2	会計処理及び帳票整理の状況 (賞与引当金の計上方法)	<p>【指摘】</p> <p>賞与引当金の計上方法において、旧法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上するとしているが、実際の支払見込額と支給期間に基づいて計上する方法に変更する必要がある。</p>
3	(売上原価と販売費及び一般管理費の区分)	<p>【指摘】</p> <p>ビル管理事業及び床賃貸事業に関連して発生する固定資産税(租税公課)、減価償却費及び修繕費は、売上原価としてビル管理事業原価及び床賃貸事業原価にそれぞれ計上する必要があるが、固定資産税(租税公課)及び減価償却費は全て床賃貸事業原価に計上されており、修繕費は販売費及び一般管理費に計上されていた。</p>
4	(満期保有目的の債券に関する会計方針の記載)	<p>【指摘】</p> <p>投資有価証券として満期保有目的の債券を保有しており、償却原価法を採用して会計処理を行っているが、計算書類の個別注記表に会計処理基準に関する記載がなかった。</p>
5	(未収有価証券利息の計算誤り)	<p>【指摘】</p> <p>保有する債券の利息にかかる経過利息(未収利息)を未収入金として計上しているが、一部の債券の未収利息の計算において経過期間の把握に誤りがあった。</p>
6	(無形固定資産の会計処理)	<p>【指摘】</p> <p>無形固定資産の会計処理において、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき3年で償却しているが、令和7年2月に取得したメールセキュリティシステムは5年で償却していた。</p>
7	(還付法人税等の会計処理)	<p>【指摘】</p> <p>消費税の修正申告により還付を受けた法人税の会計処理において、損益計算書の法人税等の内訳で開示する必要があるが、前期損益修正益として会計処理していた。</p> <p>また、令和7年5月に県民税、同年7月に市民税の還付を受けており、法人税と同様に法人税等の内訳で開示する必要があるが、いずれも前期損益修正益で会計処理されていた。</p>

No.	監査項目	監 査 結 果
8	決算書類の作成及び表示方法 (附属明細書の未作成)	【指摘】 販売費及び一般管理費の明細において、税務申告書用に作成しているが、附属明細書としては作成されていなかった。

(3) 豊田市駅東開発株式会社

No.	監査項目	監 査 結 果
1	団体運営及び事業管理の状況 (利益相反取引の承認)	【指摘】 取締役5者、取締役が代表となっている法人又は組合2者との利益相反取引において、計7者の合計額で承認していたが、取締役ごとに異なる人格を持つため、それぞれの取引金額で承認する必要がある。 なお、決議をする際に利害関係者が退席していなかったが、心理的圧力等を受ける可能性があるため、一時退席されたい。
2	(取締役会への出席)	【指摘】 令和4年3月24日付けの後期監査報告書において、「取締役会について、令和2年2月の第131回取締役会以降、令和3年9月の第139回取締役会まで欠席が続いている役員がいた。」という指摘があり、代表者との意思疎通を継続し、新型コロナウイルス感染症の収束後は通常業務へ回帰するという措置を決定している。 しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、令和7年8月の第159回取締役会まで引き続き欠席していた(令和4年6月の第143回取締役会を除く。)
3	(地下駐車場の防災対策)	【意見】 令和7年9月に他県で大規模な地下駐車場の車両浸水事故が発生した。 会社が管理している地下駐車場があるため、関係団体との協議や訓練を実施し、同様の問題が生じないよう対策を講じられたい。

No.	監査項目	監査結果
4	会計処理及び帳票整理の状況 (売上原価と販売費及び一般管理費の区分)	<p>【指摘】</p> <p>テナント賃料収入及び業務受託収入に対応して発生する固定資産税（租税公課）、減価償却費及び修繕費は、売上原価として計上する必要があるが、販売費及び一般管理費に含めて計上されていた。</p>
5	財産管理状況 (現金の管理)	<p>【指摘】</p> <p>金種表において、現金の過不足が発生していたが、違算報告が適切になされていなかった。 現金過不足報告書等を作成し、適切に処理する必要がある。</p>
6	(預金残高の照合)	<p>【意見】</p> <p>経理管理規程第12条第2項において、月度ごとに取引金融機関の口座ごと、預金通帳によりその残高を照合・確認しなければならないとされている。月末に通帳残高と試算表残高のチェックは実施しているものの、証跡が残されていなかった。 照合・確認を実施した証跡を残されたい。</p>
7	(固定資産の実査)	<p>【意見】</p> <p>経理管理規程において、固定資産の実査に係る規定がなく、器具備品等の固定資産であっても実査は行われていなかった。 固定資産の実査について経理管理規程に記載し、実施されたい。</p>
8	決算書類の作成及び表示方法 (計算書類に係る附属明細書)	<p>【指摘】</p> <p>令和4年3月24日付けの後期監査報告書において、「計算書類に係る附属明細書は会社法第435条第2項及び会社計算規則第117条で作成が義務付けられているが、以下の明細書が作成されていなかった。①有形固定資産及び無形固定資産の明細②引当金の明細」という指摘があり、令和3年度の決算時から追加書類として作成するという措置を決定している。 しかし、今回の監査において措置の実施状況を確認したところ、当該書類が作成されていなかった。</p>
9	(売上原価の内訳の勘定科目名)	<p>【意見】</p> <p>損益計算書において、売上原価を支払賃料と当期原価の勘定科目で計上している。 当該費目を売上原価として計上する場合は、売上高との対応関係を明確にするため、テナント賃貸原価、業務受託原価等の名称とされたい。</p>

(4) 豊田市駅前開発株式会社

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (利益相反取引の承認)	<p>【指摘】</p> <p>取締役6者との利益相反取引において、6者の合計額で承認していたが、取締役ごとに異なる人格を持つため、それぞれの取引金額で承認する必要がある。</p> <p>なお、決議をする際に利害関係者が退席していなかったが、心理的圧力等を受ける可能性があるため、一時退席されたい。</p>
2	(経理規程の改正)	<p>【指摘】</p> <p>貸借対照表の有形固定資産に有形固定リース資産が計上されているが、経理規程に記載されていなかった。</p>
3	(経理規程の改正)	<p>【指摘】</p> <p>満期保有目的の債券を保有しているが、経理規程に記載されていなかった。</p>
4	(地下駐車場の防災対策)	<p>【意見】</p> <p>令和7年9月に他県で大規模な地下駐車場の車両浸水事故が発生した。</p> <p>会社が管理している地下駐車場があるため、関係団体との協議や訓練を実施し、同様の問題が生じないよう対策を講じられたい。</p>
5	会計処理及び帳票整理の状況 (賞与引当金の未計上)	<p>【指摘】</p> <p>賞与引当金において、翌事業年度の6月に支給される賞与のうち、12月から3月分に対応する分を当事業年度の費用として計上する必要があるが、計上されていなかった。</p>
6	(賞与引当金見合いの法定福利費)	<p>【指摘】</p> <p>賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。</p>
7	(売上原価と販売費及び一般管理費の区分)	<p>【指摘】</p> <p>ビル管理事業及び床賃貸事業に関連して発生する固定資産税(租税公課)、減価償却費及び修繕費は、売上原価としてビル管理事業原価及び床賃貸事業原価にそれぞれ計上する必要があるが、販売費及び一般管理費に含めて計上されていた。</p>

No.	監査項目	監査結果
8	会計処理及び帳票整理の状況 (債券を満期まで保有する意思表示)	【指摘】 満期まで保有する前提で債券を購入しているが、その意思表示が明確ではなかった。 債券購入の際に稟議書に明記する等、意思表示を明らかにする必要がある。
9	決算書類の作成及び表示方法 (有価証券の評価基準及び評価方法)	【指摘】 有価証券の評価基準及び評価方法において、満期保有目的の債券のみを保有しているため、個別注記表に償却原価法(定額法)と記載する必要があるが、移動平均法に基づく原価法と記載されていた。

(5) 一般社団法人ツーリズムとよた

No.	監査項目	監査結果
1	団体運営及び事業管理の状況 (会計規則の改正)	【指摘】 投資有価証券を保有しており、財務諸表に対する注記には有価証券の評価基準及び評価方法が記載されているが、会計規則には勘定科目、会計方針が記載されていなかった。
2	会計処理及び帳票整理の状況 (賞与引当金見合いの法定福利費)	【指摘】 賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。
3	財産管理状況 (現金の管理)	【意見】 現金出納帳にて入出金と現金有高の管理を行っているが、会計規則には現金の管理に関する記載がなかった。 管理ルールを会計規則に明記した上で、金種表を作成し、現金有高を確認されたい。

No.	監査項目	監 査 結 果
4	資産運用及び経費節減の状況 (基金の運用)	【意見】 基金の多くが決済用預金で運用されている。 運用利率が上昇してきたため、定期預金や国債等で運用することを検討されたい。

(6) 公益財団法人豊田市学校給食協会

No.	監査項目	監 査 結 果
1	団体運営及び事業管理の状況 (契約の方法)	【意見】 従来から紙の契約書を用いているが、市を始め電子契約に移行している団体が増えている。 契約の安全性等を考慮する必要があるが、事務処理の軽減や印紙税の節約の面からも電子契約を推進されたい。
2	会計処理及び帳票整理の状況 (賞与引当金見合いの法定福利費)	【指摘】 賞与引当金の算定において、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていなかった。
3	(会計規則が別に定める勘定科目の未作成)	【指摘】 会計規則第9条において、協会の会計処理に必要な勘定科目は理事長が別に定めるとされているが、定められていなかった。
4	(紙の伝票日付と会計システムの日付の相違)	【指摘】 令和7年2月28日に作成された支出伝票において、会計システムに登録した日付が令和7年2月26日となっていた。

## 第6 指定管理者監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行っている指定管理者の当該施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の対象

指定管理者名	施設名	所管部局		監査対象期間
とよたの自然パートナーズ	豊田市自然観察の森	環境部	環境政策課	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
株式会社技研サービス	豊田市民芸館	美術・博物館部	博物館	
	豊田市本多記念民芸の森			
	豊田市平戸橋いこいの広場			
	平戸橋公園（豊田市民芸館に係る部分を除く。）			

### 2 監査の実施期間

令和7年10月9日から令和8年3月2日まで

### 3 監査の方法

監査は、豊田市監査基準に準拠し、各指定管理者の当該施設の管理に係るものについて、関係書類（別記6）の提出を求め、以下の①から⑥までの監査項目に基づき確認した。あわせて、現場の状況確認及び関係者からの聴き取りを行った。

- ① 協定内容
- ② 指定管理者の指定手続
- ③ 所管部局による指定管理者の管理状況
- ④ 指定管理者による管理運営業務
- ⑤ 事業報告書の記載内容
- ⑥ 経理処理及び財産管理

また、監査に当たっては、監査等実施計画の主な着眼点に基づき実施した。

なお、本監査は、専門性を高めるため、外部の専門家（公認会計士）の協力を得て実施した。

#### 4 監査の結果

監査の方法に基づき監査を実施した限りにおいて、おおむね適正に処理されているものと認められた。

ただし、以下のとおり、是正を要する事項【指摘】及び改善を求める事項【意見】が見受けられたので、速やかに所要の措置を検討し、実施するなど、再発防止又は改善に向けた取組を求める。あわせて、監査の過程における助言についても参考とされたい。

##### 豊田市民芸館ほか2施設

No.	対 象	監査項目	監 査 結 果
1	株式会社 技研サー ビス	指定管理者 による管理 運營業務 (覚書への 押印漏れ、 締結適合者 の再確認)	<b>【指摘】</b> 指定管理者は、委託販売依頼業者と民芸館における商品販売（委託販売）の覚書を締結しているが、両者の押印がされていなかった。 また、覚書の締結当事者（甲）において、「株式会社技研サービス」と「豊田市民芸館（株式会社技研サービス）」が混在していた。
2		経理処理及 び財産管理 (小口現金 の管理)	<b>【意見】</b> 民芸館、本多記念民芸の森及び平戸橋いこいの広場において、小口現金が保管されている。残高は毎日出納帳と照合しているが、証跡が残されていなかった。 金種表を作成し、出納帳と照合した証跡を残されたい。

## 第7 総括意見

令和7年度後期に実施した監査の結果を踏まえ、総括して意見を述べる。

### 1 部局監査

令和7年度の重点監査項目である委託業務において、改正後の地方自治法に基づく指定公金事務取扱者及び指定納付受託者に関する事務手続の不備が見受けられた。また、令和6年度に委託先の事業者において多数の個人情報が出た事件を受け、個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記が改正されたが、新しく決められた手続が行われていない事例が見受けられた。さらに、委託業務仕様書に定められた書類の提出が漏れている事例も見受けられたことから、委託契約全般に関わる必要書類の一覧表等を作成し、全庁的に共有するなど、委託者及び受託者双方の履行確認の便宜を図る工夫を求める。

現金や金券類の取扱いにおいて、釣銭として個人の現金を充当するなど、公金と個人の所持金が明確に区分されないまま取り扱われていた事例や、現金管理簿等の記録が整備されていない事例が見受けられた。公金と個人の所持金との混在や現金等の記録の不備は、会計処理の適正性を損ない、市民からの信用失墜を招くリスクが高いため、危機感を持って厳正な管理を徹底されたい。

収入事務において、納入金額等の決定行為である調定が行われていない事例が見受けられた。また、統一的なルールが十分に整備されておらず、キャッシュレス取引に関わる財務処理が遅れていた事例が見受けられた。豊田市予算決算会計規則等に規定された収入事務に関する基本的な手順と意味を理解するとともに、新たな収入方法を導入する場合は、財務処理上の留意点を整理し共有されたい。

その他にも、監査の過程において、委託契約の積算額と落札額が大きくかい離する事例が見受けられた。必要に応じて市場価格の動向を把握するなど積算の妥当性を検証されたい。また、公有財産の管理において、行政財産及び普通財産の区分など公有財産台帳を整理する上で必要な現況把握が十分とは言えない状況が伺われた。適正な財産管理の前提となる現況の把握について、改めて徹底されたい。

### 2 工事監査

伝統的建造物の修繕事業において、業務の管理及び統括を行う管理技術者の経歴書が添付されていない工事関係委託業務届出書を受理していた事例や、監督員変更通知書が定められた様式とは異なる様式を用いていた事例が見受けられた。また、工事現場周辺の交通規制に関する施工条件について、設計図書への記載が十分でない案件も確認された。これらは、いずれも工事関係の事務手続に不慣れな所管課における初歩的な事務ミスである。必要な手続に漏れや誤りのないよう、工事関係に精通した部局からの技術的支援体制の充実を望む。

### 3 学校・こども園監査

学校の監査においては、保護者への返金に係る決定書類等が作成されていない事例が見受けられた。学校で金銭を取り扱う際には、決定書類等を作成し、金銭の流れが明確に説明できるよう管理体制を強化されたい。また、理科薬品の管理において、毎月の点検が正しく行われていない事例や在庫管理が不十分な事例が見受けられた。理科薬品には毒物・劇物も含まれているため、危険性を認識し、マニュアル等に基づいた厳正な管理を徹底されたい。

所管部局においては、監査対象校のみならず、全校で金銭及び理科薬品が適正に管理されるようルールの新整備・周知に努められたい。

こども園の監査においては、指摘及び意見がなかった。集金システムの導入により現金を取り扱う機会を減らす取組が、徴収金管理に係る事務ミスの継続した削減につながっていることを改めて評価したい。

### 4 財政援助団体監査

財政援助団体監査においては、指摘及び意見がなかった。令和5年に設立された新しい団体であり、今後も業務の改善と仕事の質の向上に努められたい。

### 5 出資団体監査

複数の団体において、昨年度に引き続き、賞与引当金見合いの法定福利費が計上されていない事例が見受けられた。会計基準等に適合した経理を確保するため、必要に応じて公認会計士、監査法人などの専門家を活用されたい。

また、前回監査に対する措置が実施されず再指摘となった事例が見受けられた。当該団体だけの問題ではなく、所管部局における団体への指導・監督が不十分であったことが懸念される。所管部局においては、指導・監督を強化し速やかに改善に向けた取組を実施することを求める。

今回の監査における指摘・意見については対象団体だけではなく他の団体にも当てはまる可能性があることから、同様の不適正な事例が生じないように、全ての出資団体及び出資団体を所管する部局において参考とされたい。

なお、豊田市駅周辺の地下駐車場の管理においては、市民の安全な暮らしを守るため、実効性ある浸水被害防止計画の策定と実地での効果的な訓練を望む。

### 6 指定管理者監査

指定管理者が締結した覚書において、契約当事者双方の押印がなく契約当事者名も不明確な事例や、指定管理施設で保管される小口現金の残高照合において、照合の証跡が残っていない事例が見受けられた。

契約締結事務や金券類の管理については、過去の監査でも指摘されている。所管課においては、新たに契約締結した指定管理者であっても適切に管理できるよう指導・監督されたい。

## 7 むすび

今回の監査において、法律や各種ルールが既に改正されているにもかかわらず、新しいルールに基づいて事務が行われていない事例が複数見受けられた。また、単純・初歩的な確認不足や、基本的な事務の理解不足に起因する不備も見受けられた。前例踏襲で事務を形式的に終わらせることが優先される傾向があり、当該業務の根拠や必要性の理解が不十分なままに業務が遂行され、特に会計事務に必要な基礎的知識や法的思考力が十分に養われていない点が懸念される。

監査委員監査におけるヒアリングでは、不備の発生原因は担当職員の理解不足であり、また想定されるリスクは低いと回答される場合があり、原因分析やリスク認識が深められていない様子が伺われた。理解不足がなぜ生じたのか、引継ぎや職場における教育体制は適切であったかなど、掘り下げて原因分析を行われたい。その上で、法令違反や市民からの信用失墜につながるリスクはないかの確に把握し、対策を講じることが再発防止に向けて重要である。

過去にも指摘しているとおり、なぜその事務手続を行う必要があるのかという基本を理解した上で業務を行うことは、不備の防止のみならず、職員の能力向上にもつながる。同時に、現状に即した手続となっているかの検証や、単純作業のシステム化など事務の効率化が進むことで、業務量の増加を抑えつつ、適正な運用が担保される仕組みづくりが望まれる。また、ルール所管課による職員研修の充実やルールが変更された場合の効果的な周知に加えて各課における担当職員間の引継ぎの見直しなど、組織的な学習と知識継承の仕組みについても、改善を図られたい。とりわけ、調定手続などの基礎的な収入事務、個人情報取り扱い及び情報セキュリティに関する事務において不備が顕著であり、早急に現状と課題を検証し改善を求める。部局長を始め特に管理監督者は、部下職員の育成に一層努め、組織運営の強化に責任を持って取り組まれたい。

最後に、監査対象としていない部局を含め、職員一人一人がこの報告書を読み込み、当事者意識を持って業務の適正な執行及び資質向上に努めることを期待する。

## 別記1 部局監査資料目録

- 1 組織及び事務の概要等に関する調書
- 2 歳入予算執行状況
- 3 歳出予算執行状況
- 4 委託業務（工事関係委託を除く。）に関する調書
- 5 補助金等の交付に関する調書
- 6 公有財産及び借入財産等（土地）の状況に関する調書
- 7 公有財産及び借入財産等（建物）の状況に関する調書
- 8 備品現在高調書
- 9 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - （1）調定決定書、原符（領収書の控え）など収入事務関係
  - （2）補助金関係書類など補助金等交付事務関係
  - （3）契約書など委託業務関係
  - （4）公有財産台帳、賃貸借及び使用貸借契約書など公有財産の管理関係
  - （5）物品出納簿など物品の管理関係
- 10 その他必要な資料

## 別記2 工事監査資料目録

- 1 工事請負契約及び工事関係委託契約に関する調書
- 2 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - （1）請負契約書など豊田市契約規則に定めるもの
  - （2）予算執行伺書など豊田市予算決算会計規則に定めるもの
  - （3）施工計画書など発注仕様書に定めるもの
  - （4）施工プロセスチェックシートなど豊田市工事監督規程に定めるもの
  - （5）設計変更協議書など設計変更事務取扱要領に定めるもの
- 3 その他必要な資料

## 別記3 学校・こども園監査資料目録

- 1 小中学校監査資料
  - （1）各種徴収金の徴収状況等
  - （2）予算の執行状況
  - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
  - （4）備品の管理状況
  - （5）理科薬品の管理状況
- 2 こども園監査資料
  - （1）各種徴収金の徴収状況等
  - （2）予算の執行状況
  - （3）物品（切手等の金券類）の管理状況
  - （4）備品の管理状況
  - （5）薬品の管理状況

### 3 その他必要な資料

#### 別記4 財政援助団体監査資料目録

- 1 とよた・ゼロカーボンネットワーク規約
- 2 とよた・ゼロカーボンネットワーク事務局に関する運用基準
- 3 令和6年度 とよたゼロカーボンネットワーク委員・役員
- 4 令和6年度 収支予算
- 5 令和6年度 事業報告
- 6 令和6年度 決算報告
- 7 令和6年度とよた・ゼロカーボンアクション事業に関する協定
- 8 その他必要な資料

#### 別記5 出資団体監査資料目録

- 1 事業及び役職員等の状況
- 2 定款
- 3 法人諸規程
- 4 法人の登記簿謄本
- 5 組織図
- 6 役員一覧（役職名及び氏名）
- 7 職員又は従業員数（部門別）
- 8 予算書
- 9 決算書
- 10 事業計画書
- 11 事業報告書
- 12 法人案内、主要パンフレット等
- 13 その他財務事務の執行に係る関係書類
  - (1) 評議員会、理事会、取締役会、常務会等の議事録
  - (2) 監事、監査役等による監査等実施時に使用する資料及び記録
  - (3) 事業報告計算書類（財務諸表）及び附属明細書
  - (4) 総勘定元帳及び各種補助元帳
  - (5) 引当金及び減価償却計算の計算資料
  - (6) 月次試算表
  - (7) 現金、銀行預金及び有価証券の現物とその管理帳簿
  - (8) 銀行預金、有価証券等の残高証明書
  - (9) 売掛金及び未収金の管理帳簿
  - (10) 経費元帳
  - (11) 請求書及び領収書等の証拠書類
  - (12) 各種契約書
- 14 その他必要な資料

## 別記6 指定管理者監査資料目録

- 1 指定管理対象施設の概要
- 2 指定管理者の概要
- 3 指定管理に関する組織図・人員表
- 4 指定管理諸規程
- 5 基本協定書及び年度協定書
- 6 事業計画書及び事業報告書
- 7 各種会議の議事録
- 8 預貯金等通帳
- 9 金銭・切手等金券及びこれらを管理する台帳並びに領収書つづり
- 10 収入、支出等が分かる書類（元帳、伝票等）
  - 11 契約書等
  - 12 備品等を定期的に確認している場合は、その確認書類
  - 13 市所有の固定資産や備品を管理している場合は、その管理台帳
  - 14 指定管理者選考に関する書類（決裁資料を含む。）
  - 15 指定管理料の支払に関する書類
  - 16 指定管理者との協議資料
  - 17 自主事業に関連する書類
  - 18 再委託に関する書類
  - 19 その他必要な資料